**平成２７年（フ）第２１９号**
京都市左京区岩倉花園町22番地１こまつハウス105号室、開始決定時の住所大津市陽明町５番13号
破産者　ＳＷＩＮＧこと　清水　政剛
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２７１号**
大津市下阪本１丁目16番21号　ＳＡＭ６　Ｃ号
破産者　古家　幹夫
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２８２号**
滋賀県栗東市下戸山1115番地９
破産者　竹内　輝男
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２００号**
兵庫県尼崎市水堂町２丁目10番７号
破産者　中西　哲夫
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２０１号**
兵庫県尼崎市水堂町２丁目10番７号
破産者　中西トヨ子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３６７号**
奈良市六条西５丁目１番９－２号
破産者　吉田　幸世
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第１５号**
徳島県三好郡東みよし町西庄字岩神12番地
破産者　近藤　芳隆
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２７年（フ）第１６号**
徳島県三好郡東みよし町西庄字岩神12番地
破産者　近藤　和美
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２７年（フ）第１８０号**
宮崎市中村東２丁目５番22号　戸田ビル301号、前住所北海道函館市西桔梗町744番地10
破産者　佐藤　方則
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第５４号**
宮崎県延岡市山下町２丁目3996番地　Ｗｅｌｉｎａ壱番館　102、前住所宮崎県延岡市岡富町976番地４
破産者　高木　俊輔
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第１６号**
福岡県大川市大字小保470番地12（小保団地1522号）
破産者　木下　保雄
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２７年（フ）第１７号**
福岡県大川市大字小保470番地12（小保団地1522号）
破産者　木下　律子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２７年（フ）第８３４号**
福岡市東区舞松原４丁目５番452号
破産者　塩塚　義憲
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第９０５号**
福岡県朝倉郡筑前町長者町247番地２　パブリック２番館107号
破産者　平　　進一
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２１４号**
福岡市東区松香台２丁目６番11―305号
破産者　田中　一久
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２４２号**
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1008号
破産者　佐藤　勝則
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２４６号**
福岡市博多区三筑２丁目１番41―507号、前住所福岡市博多区諸岡２丁目５番33―505号
破産者　野添　志信
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１２７７号**
福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番２号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木477番地17
破産者　小田原真輝
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第１４１１号**
福岡県朝倉郡筑前町長者町247番地２　パブリック２番館107号
破産者　平　　笑子
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部